

大東町海潮地区 [体育館の有料化について]

Q134

昨年9月公共施設の使用料を定める条例が策定されたという認識であるが、それについて我々地区の者が知ったのが今年の1月体育館に張り紙がしてあったこと、2月に町体協の理事会でそのことに関して説明があった。その時にははっきりしたことが言えないとのことで、近日中の説明会のお願いをした。それを待っていたところ年度をあけて4ヶ月後の6月に説明会が開催された。条例可決後の説明会で、決定までに諮問もされたことと思うがまったく地域の意見が聞かれることがなかった。市民の意見が反映されない決定の経過と体力作りとかコミュニケーションとかからの観点から料金徴収には不満である。再考していただきたい。中学校の照明灯が数基この数年間ずっと切れている。一気にではなくても整備してもらいたい。利用料を徴収するならば当然整備するのが筋だと考えるが。

A

公共施設の使用料の平準化については、合併後の懸案事項でした。6町村の公平化を図るため、平準化をしましたが使用料については平均よりも小額です。

回答や説明が6月まで遅れたことについては担当から改めて十分に説明をさせていただきます。切れた照明について早速調査して修理します。それもこれも事前のしっかりした説明がしてあれば理解がしていただけだと思います。遅ればせながら、これまでの経過を調査して改めて説明に伺わせていただきます。

大東町佐世地区 [体育館等の使用料について]

Q135

体育館、グラウンドの使用料を3年の間に平準化するとの話だが、特にグラウンドの使用料500円は納得いかない。

Q136 [関連質疑]

公園体育館でイス1脚50円の使用料が必要だ。1階で使用するのに不足分をシルバー人材センターに委託して2階から持って降りている。重くて古い備品とか、施設の設備に違いがあるのに料

平成21年度市政懇談会（まとめ）

金の一律平準化はおかしい。

A

公共施設使用料については、教育施設や、また、ある特定の施設だけを変更していくわけにはいきません。統一の不都合があれば、3年後に見直すこととなります。（教育委員会）

大東町佐世地区 [給食費の滞納対策等について]

Q137

給食費の滞納が多いようだが、額が大きくなならないよう早めの対応が必要ではないか。

A

給食費は、平成17年度から口座引き落としとなりましたが、段々と滞納が増えてきました。督促やお願いの努力をしているところですが、更に今後の対応を検討中です。（教育委員会）

大東町幡屋地区 [施設等の使用料について]

Q138

公民館やグラウンドを使うと使用料があると聞いたがどうか。

A

使用料については全市的に統一した基準を設けていただくこととしています。
ただ、減免措置があり教育委員会関係の事業とか市の主催するものとかによって、全額免除、半額免除が定められています。（総務部）

Q139 [関連質疑]

敬老会とかでは各施設の清掃等のボランティア活動を行って施設の維持、管理に努めている。そういうものからも使用料を取るのをおかしいのではないか。

A

使用料については、3年の実績をもとに見直しをおこなうこととしています。ご理解をお願いします。（総務部）

大東町大東地区 [公共施設の有料化について]

Q140

地区民大会の時等に大東小学校グラウンドに使用料がかかってくる、議会で可決されたことで仕方ないが、大東地区が全員集まるのは唯一この地区民大会で、使用料がかかることに納得できない。このグラウンドは、今まで誰が頑張ってやってきたのか、それは地区、保護者が清掃活動等やってきているので考えてもらいたい。

3年後に見直しをされるということだが、何を見直しされるのか。

A

使用料については、平成21年4月1日から市内一斉に新料金になっています。旧市町村によっては、使用料が無料のところもあったり、料金のばらつきがあったり算定根拠がばらばらでした。今回基準に基づいて統一して公平性を図り、4月から見直しを行っています。
減免規定は、平成19年7月から見直し、現在に至っています。建物があったりすると管理費用が発生しますので、どうやって補っていくかが課題で、受益者負担という方向づけを行いました。
料金については、3年間で段階的に引き上げていきます。学校のグラウンドでの運動会については、主催団体で減免規定が違います。町村によっては、体協、公民館でやっておられるところもあり主催団体によって違ってきますので、総合センター等にご相談ください。（総務部）

Q141 [関連質疑]

今話を聞いて非常にさびしい気がした。今回受益者負担を新しい使用料で年間どの位の収入を

見込んでいるのか。

A

減免については、総合センターへ一度相談していただきたいと思います。年間 305 万円、概算見込みで 400～700 万円の増収になるのではと考えています。指定管理者制度は、1/3 の 100 施設に入れています。（総務部）

A

使用料金については、まちまちでしたが、だいたい真ん中に設定しました。減免対象も平準化しないとイケないのは、妥当な考えだと思います。（市長）

加茂町猪尾・大崎、銅鐸の里岩倉、中山住宅団地 [税の天引きについて]

Q142

5 月の配布物で、住民税を年金から天引きするというお知らせがあったが、きちんとした説明がないと納得できない。

A

住民税の年金からの天引きについては、市広報やケーブルテレビを活用しつつ周知を図ってきましたが、説明が不足しているということについては反省材料とし、今後周知に努めます。（市民部）

木次町八日市地区 [市有地駐車場の有料化について]

Q143

雲南市の市営駐車場について、市営プール前の駐車場は有効活用してほしい。また、だるま堂向かいの駐車場に木次郵便局の職員が勝手に駐車しているようだ。さらに山陰合同銀行木次支店前の駐車場は客が少なくても多く車が駐車してある。市の職員も駐車代を払っているのなら、一度駐車場を総点検し、祭り等のことも考え、一部を有料化し市の収入にされたいと思う。そういう箇所が他町にもあると思うので調べてみてはいかがか。

A

村方の市の車庫については現在 3 台分しか利用いただけていない現状であり、公の施設見直し等により活用方法を廃止も含めて検討しております。

木次町の各公共駐車場については、特定の企業等の駐車について苦情もいただけており、郵便局等については一般利用を中心にするようお願いをし、移動していただいた経過もあります。有料化についても管理等も含め今後検討したいと思います。（木次総合センター）

木次町西日登地区 [施設使用料について]

Q144

以前、高齢者は施設使用料が無料だったが、現在半額になった。市が使うと無料だが、地域福祉委員が使うと料金がかかる。このしっぺ返しのような姿勢に納得できない。

地域運動指導員は地区ごとでは少なく、指導員を派遣しても使用料がかかる中で、そういう活動にどういったフォローを考えているのか。加茂健康福祉センターは事務所に用具があり、センターが割り振りしているらしい。他センターはしていないのではないか。仕事の平準化を厳しくし、レベルを下げるのではなく上げてほしい。この会場は高齢者の助成により建てられたので高齢者の減免は当然だと思う。行政がこうしてくれと言われたのが、自主組織だけでは仕組みがわからない。新市中央集会所のように無料のところもある。差があるのではと思う。

A

施設料金は、65 歳以上は 1/2 減免で平成 19 年 7 月から統一しており、地域福祉委員会の活動については免除となっております。

施設管理には経費がかかるため、誰が負担するかという問題があり、受益者負担の視点で減免措置を用いながら取り組んでいます。合併前は使用料がなかった町村もあり、様々な意見をいただいておりますが、合併による平準化によりこれまでと大きく違ってくるのは否めない状況です。
（総務部）

A

新市中央集会所は同和教育関係の教育施設であり、そういう目的であれば無料ですが、それ以外の目的では市内統一の料金が設定されており、すべて無料ということではありません。

西日登高齢者活動促進施設については、高齢者の生き甲斐と創造のために作られた施設であり、統一化されるまでは高齢者は減免対象でしたが、市内平準化を図る意味で統一化されましたのでご理解いただきたいと思います。

ふれあいいきいきサロンについては、社会福祉協議会のメニューの一つで地区福祉委員会を中心に活動されております。

交流センターの3本柱のうちの地域福祉活動を地区福祉委員会と同じ扱いとしており、地域自主組織と協議され、ふれあいいきいきサロンを地域自主組織の活動として推してみられてはと思います。地域自主組織での活動として使用料の減免も可能となりますので、参考にしていただきたいと思います。（木次総合C）

三刀屋町飯石地区 [税の納期改正について]

Q145

全国殆どの自治体も雲南市の場合も、固定資産税や市民税の納期が年4回となっているが、京都府の南丹市では6月から翌年の3月までの10ヶ月で納付する方式がとられている。

納税者にとっては収めやすく、課税者（市）にとっても滞納が減ったということがあるようだが、総務省との協議も不要であるし、条例改正だけで可能なので検討されてはいかがか。

A

平成12年度の地方分権一括法施行から全国的に様々な動きがでてきています。

雲南市は合併し、事務事業をまとめて今日に至っています。合併時は固定資産税の税率はそのまままで税率調整を行ってきました。

平成18年度まで旧町の税率を使用していましたが、激減緩和の措置を経て税率の統一を図りました。意見としていただいて検討します。（市民部）

掛合町多根地区 [滞納状況について]

Q146

債権管理対策局という方がおられるが、今回初めて出席されたかなと思う。

主な職務と税金その他の滞納状況などを聞かせてもらいたい。

A

市税、国保料、口座振替の関係、昨年度は市民部の中に収納管理課がありましたが、その業務を引き継ぎつつ、他の料、例えば給食費、住宅の使用料の滞納分の徴収を協力する局が今年の4月に独立した市長直轄の部局としてできました。

市税と国保の納付率の関係は回答できますが、その他給食費や住宅使用料については担当部局が回答します。20年度5月末での徴収率は、市税が現年滞納分、合わせて97.5%、現年分が98.8%、国保分については現年分が95.4%で、市としては島根県では一番いい数字だと思います。

（注）他の料については、後日、それぞれ担当部から回答しました。

平成21年度市政懇談会（まとめ）

掛合町多根地区 [借地料について]

Q147

市は借地料をどれだけ支払っているのか。

A

借地料の支払いの件について、それぞれ担当の部署で支払いをしています。数字的には出ていると思いますが、今日のところでは数字を持ち合わせていないので後日総合センターからお知らせするという事で了解をいただきたいと思います。（総務部）*後日、掛合総合C経由で回答済み。

Q148 [関連質疑]

借地料の件について、あくまでも数値だけということではなく、検討して整理すべきものとするという考え方の説明もしておくべきと思う。

A

財産の中には行政財産と普通財産があり、用途が終わったものは普通財産となり、そういったものはなるべく売却なりしていくという考え方です。（総務部）

掛合町掛合地区 [施設等使用料の減免について]

Q149

老人クラブで公民館、小学校グラウンドを利用すると使用料がかかる。たった200円のことだが、減免団体にしていきたい。

A

グラウンドは独占的に利用する場合有料になるはずですが、使用料については、4月から市全体で統一されました。ご理解をお願いします。（総務部）